

長尾高等学校の保護者の皆様へ

大阪府立長尾高等学校
学校協議会会長

長尾高等学校学校協議会へのご意見について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動にご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成24年4月1日に大阪府立学校条例が施行されたことにもない、保護者等との連携協力、学校の運営への参加促進及び保護者等の意向反映のため、新たな「学校協議会」がスタートいたしました。

本学校協議会では、保護者の皆様の、教員の授業その他の教育活動に関するご意見につきまして、下記により承ります。本校教育活動の一層の向上に向け、学校と連携しながら取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

記

1 目的

保護者との連携協力、学校の運営への参加の促進及び保護者等の意向の反映による、本校教育の向上。

- 2 学校協議会へのご意見のある方は、本校のホームページから意見書(様式)をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、提出してください。(トップページ → 学校協議会)
意見書(様式)については、お子様を通じて用紙をお渡しすることもできます。

3 意見の取り扱い

教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見について、調査審議のうえ、校長に対し、学校協議会としての意見を述べる。

3 意見書の提出方法

- 本校あてに、封書にて郵送。(学校協議会の事務局が対応し、学校協議会に意見を伝えます。)
〒573-0102 枚方市長尾家具町 5-1-1 「大阪府立長尾高等学校 学校協議会」宛
- 本校事務室カウンターに設置の『学校協議会への意見箱』に投函。(同上)
<意見箱>

